

税 理 士 法 人 和
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町 5 番地 40・6F
Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

August, 2013

なごみ便り

www.101dog.co.jp

平成 25 年 9 月から厚生年金保険料率が変わります

平成 25 年 9 月分（同年 10 月納付）から平成 26 年 8 月分（同年 9 月納付）までの厚生年金の保険料率が次の通り変更されます。

	現行	平成 25 年 9 月から
一般被保険者の方 （厚生年金基金加入員は除く）	16.766%	17.120%

外国人被保険者の年金記録における氏名登録について

住民基本台帳法が改正され、昨年 7 月から、外国人の住民についても住民票が作成され、氏名は原則としてアルファベットで表現されることになりました。これに関連し、日本年金機構においても、外国人被保険者の年金記録を正確に記録するため、本年 7 月から、外国人被保険者の氏名について、これまでのカナ氏名に加えてアルファベット氏名を登録することとなりました。

今後、外国人の従業員や被扶養配偶者の方の「被保険者資格取得届」「氏名変更届」「住所変更届」等を提出する際は、「アルファベット氏名登録（変更）申出書」により、アルファベット氏名を登録することになります。なお、この申出書の提出は任意となっています。

この申出書提出の際には、在留カードのコピーまたは住民票の写し（コピー可）を添付することになっています。また、資格取得届等の氏名欄にはこれまで同様にフリガナを記載することになっています。

基本手当日額等の変更について

平成 25 年 8 月 1 日から雇用保険の「基本手当日額()」、および高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の支給限度額が変わります。具体的な変更内容は次の通りです。

(1) 基本手当日額の最低額の引下げ

1,856 円 1,848 円 (対前年比 8 円)

(2) 基本手当日額の最高額の引下げ

	基本手当日額の最高額		対前年比
60 歳以上 65 歳未満	6,759 円	6,723 円	36 円
45 歳以上 60 歳未満	7,870 円	7,830 円	40 円
30 歳以上 45 歳未満	7,155 円	7,115 円	40 円
30 歳未満	6,440 円	6,405 円	35 円

(3) 支給限度額の引下げ

- 高年齢雇用継続給付 (平成 25 年 8 月以後の支給対象期間から変更)

◇ 支給限度額 343,396 円 341,542 円

◇ 最低限度額 1,856 円 1,848 円

- ◇ 60 歳到達時等の賃金月額

 上限額 450,600 円 448,200 円

 下限額 69,600 円 69,300 円

- 育児休業給付 (初日が平成 25 年 8 月 1 日以後である支給対象期間から変更)

 支給限度額 上限額 214,650 円 213,450 円

- 介護休業給付 (初日が平成 25 年 8 月 1 日以後である支給対象期間から変更)

 支給限度額 上限額 171,720 円 170,760 円

(厚生労働省ホームページより引用)

基本手当日額とは

雇用保険の被保険者が、倒産、定年、自己都合退職等により離職した場合に、失業中の生活を心配することなく再就職活動できるよう雇用保険の基本手当が支給されます。基本手当で受給できる 1 日あたりの金額を基本手当日額といい、離職前の賃金を基に算出されます。

(文章担当 : 畑田)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は、配信の翌週当社ホームページのブログに掲載いたしますのでぜひ挑戦してみてください！

Q. ある掃除用具は、安価で売られているのに、購入して自分専用にしてしまうと途方も無い価値を持つと言います。さてそれは何？